

○経済産業省告示第六十号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第百三条の規定に基づき、平成六年通商産業省告示第百三十五号（計量法施行規則第百三条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣 宮沢 洋一

表特定計量器の分類の欄中の「電気式抵抗線式はかり」、「誘電式はかり」、「電磁式はかり」及び「その他の電気式はかり」を削り、「手動天びん」の前に「電気式はかり」を加え、「その他の手動はかり」の下に「（等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、棒はかりを除くさおはかり、懸垂式はかり及び台手動はかりを含む。）」を加え、「ばね式はかり」を「ばね式指示はかり」に改める。

○計量法施行規則第百三条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類（平成六年通商産業省告示第百三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
質量計	(略)	特定計量器の種類	特定計量器の分類
	電気式はかり	(略)	
質量計	(略)	特定計量器の種類	特定計量器の分類
	手動天びん 等比皿手動はかり 棒はかり その他の手動はかり（等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、棒はかりを除くさおはかり、懸垂式はかり及び台手動はかりを含む。） ばね式指示はかり	電気式抵抗線式はかり 誘電式はかり 電磁式はかり その他の電気式はかり 手動天びん 等比皿手動はかり 棒はかり その他の手動はかり ばね式はかり	

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第百三条の規定により、経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類は、次の表の上欄に掲げる特定計量器の種類について、下欄のとおり
の分類とする。

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第百三条の規定により、経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類は、次の表の上欄に掲げる特定計量器の種類について、下欄のとおり
の分類とする。

(略)	
(略)	<p>手動指示併用はかり その他の指示はかり 分銅 定量おもり 定量増おもり 自重計</p>
(略)	
(略)	<p>手動指示併用はかり その他の指示はかり 分銅 定量おもり 定量増おもり 自重計</p>